

子どもの未来を支える里親基金運営委員会 会則

第1条（名称）

本会は「子どもの未来を支える里親基金運営委員会」（以下、「本会」と言う。）と称する。
設立は2024年10月21日とする。

第2条（目的）

本会は、特に制度の狭間で支援を受けることが出来ない、親亡き後の子ども達や、虐待等を受けている子ども達や青年、生活に困窮していることから経験出来ることが極端に少ない子ども達の生きる・学ぶ・働く、そして子ども達の笑顔を地域で支えていくことを目的とし、そのために子どもの未来を支える里親基金の運営を行う。

第3条（事業）

本会は、目的達成のため、以下の事業を行う。

1. 親亡き後の子ども達の生活・学習支援に要する必要資金の補助
2. 虐待等を受けて行き場所のない子ども達・青年の生活支援に要する必要資金の補助
3. 生活に困窮している子ども達の宿泊等・体験イベントへの参加費補助
4. 上記以外に本会が支援を必要と認めたもの（いずれも現行制度の中で支援できないケースに限る）
5. 前1～4項で定めた補助を行った世帯に対して支援団体等と連携した見守り

第4条（ニュースレターの発行）

1. 本会は、年1回、会計報告及びケース報告等を内容とするニュースレターを発行するものとし、これを里親賛助会員に対し、電子メールで送付するものとする。
2. 前項のケース報告においては、個人情報その他個人の特定につながる情報を慎重に取り扱わなければならない。

第5条（里親賛助会員会費及び会費の納入）

1. 本会は子どもの未来を支える里親賛助会員の会費で運営し、会員及び会費額は以下とする。

里親賛助会員 個人 一口1000円／月

法人、団体等 一口3000円／月

2. 会費の納入については、本会の指定する金融機関からの預金口座引き落としとする。里親賛助会員は、会員申し込み受け付け後に、本会所定の預金口座振替依頼書を提出するものとする。預金口座振替の手続きは本会にて行うものとする。
3. 会費は、原則として本会の指定する日に毎月の預金口座引き落としとする。

第6条（入会）

1. 里親賛助会員に入会しようとするものは、本会が別に定める里親賛助会員申込書または「子どもの未来を支える里親基金」のホームページ内の申し込みフォームから申し込むものとし、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2. 代表は前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

第7条（退会）

里親賛助会員は、退会する旨を会に申し出、任意に退会することができる。

第8条（里親賛助会員の資格の喪失）

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会の申し出をしたとき。
- (2) 継続して1年以上会費を滞納したとき。

第9条（役員）

1. 本会には、次の役員を置く。

- (1) 代表 1名
- (2) 副代表 3名以下
- (3) エリアマネージャー 村山・最上・庄内各地域に1名以下
- (4) 会計 2名以下
- (5) 監事 2名以下 なお、監事は次に掲げる職務を行う。

ア 本会の業務執行の状況を監査すること。

イ 本会の財産の状況を監査すること。

ウ 前2号の規定による監査の結果、本会の業務または財産に関し、不正の行為又は法令若しくは会則に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会に報告すること。

2. 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が2人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることにならない。

第10条（任期）

1. 役員任期は3年とし、再任を妨げない。

2. 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3. 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4. 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
5. 役員選出は里親賛助会員からの自薦もしくは他薦により、役員会にて選ばれる。

第11条（相談役）

1. 本会には相談役を置くことが出来る。相談役には交付等の決定にあたり、法律等も含めた専門領域において、役員が確認が必要だと判断するケースについて相談する。その相談内容及びその結果については、記録を取り、決定までのプロセスとして保存しなければならない。
2. 相談役は代表が指名することが出来、設立当初の相談役は、次に掲げる者とする。

弁護士	阿部 哲
司法書士	高橋 輝
税理士	松田 純一
社会保険労務士	高橋 久義

第12条（事務局）

本会の事務局は米沢市赤芝町字川添1884番地に置く。

第13条（通常総会及び臨時総会）

1. 本会の通常総会及び臨時総会は役員・相談役をもって構成する。
2. 総会は以下の事項について議決する。
 - (1) 会則の変更
 - (2) 解散
 - (3) 合併
 - (4) 事業報告及び収支決算
 - (5) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
 - (6) 会費の額
 - (7) 事務局の組織及び運営
 - (8) その他運営に関する重要事項
3. 通常総会は毎事業年度1回開催する。開催方法は対面またはオンラインとする。
4. 臨時総会は次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 役員・相談役総数の4分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (2) 第9条第5項ウ号の規定により、監事から招集があったとき。
5. 通常総会は第13条第4項第2号の場合を除き、代表が招集する。
6. 代表は第13条第4項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
7. 総会を招集するときは、会議の日時、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも

5 日前までに通知しなければならない。

8. 総会の議長は、本会役員の中から選出する。
9. 総会の議事は、本会則に規定するものの他、出席した役員・相談役の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
10. 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 日時及び開催方法または場所
 - (2) 出席者
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果

第14条 役員会

1. 役員会は第9条で定める役員をもって構成する。
2. 役員会は、この会則で定めるもののほか、次の事項を議決する。
 - (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) 補助金の決定等にかかわる事項で代表が必要とする事項
3. 役員会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 代表が必要と認めたとき。
 - (2) 役員総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第9条第5項ウ号の規定により、監事からの招集があったとき。
4. 役員会は代表が招集する。
5. 代表は第13条第3項第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に役員会を招集しなければならない。
6. 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。
7. 役員会の議長は、出席した役員の中から選出する。
8. 役員会の議事は、本会則に規定するものの他、出席した役員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
9. 役員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 役員総数及び出席者数
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果

第15条（補助金の交付等の申請及び決定）

1. 補助金の交付その他の基金利用（以下「補助金の交付等」という。）の対象者は原則として、

山形県内に居住する25歳未満の者とする。

2. 補助金の交付等を希望する子ども及び保護者・親権者は別に定める「子どもの未来を支える里親基金 補助金交付規則」に従い、補助金の交付等の申請をしなければならない。

3. 補助金の交付等の決定は、別に定める「子どもの未来を支える里親基金 補助金交付規則」に従い、代表が行う。

4. 18歳未満の者に対する補助金の交付は、対象者を支援する団体等に対して行う。交付を受けた団体等は、当該補助金を適切に管理しなければならない。

第16条（会計）

1. 本会は、子どもの未来を支える里親賛助会員の会費で運営することができる。

2. 会計年度は11月1日から翌年10月31日までとする。

第17条（役員解任）

役員が次の各号の一つに該当するに至ったときは、総会出席者の過半数の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

1. 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認めるとき。

2. 職務上の義務違反その他役員にふさわしくない行為があったとき。

第18条（個人情報について）

1. 本会で補助金等の措置を決めた個人の情報については、本会が責任を持って管理することとする。

2. 運営上知り得た個人情報の扱いは厳重に行い、役員その他第3条の事業の執行に必要と認める者を除き、他に公開はしない。

第19条（事業報告及び決算）

1. 本会の事業報告書、収支報告に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに代表が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を得なければならない。

2. 決算上余剰金を生じたときは、次年度事業年度に繰り越すものとする。

第20条（会則の変更）

本会が会則を変更しようとするときは、総会に出席した役員・相談役の4分の3以上の多数決の議決をもって決し、変更する。

第21条（解散）

1. 本会は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする事業の成功の不能
- (3) 里親賛助会員の欠乏
- (4) 合併

2. 前項(1)の事由により本会が解散するときは、役員・相談役の3分の2以上の承諾を得なければならない。

第22条(残余財産の帰属)

本会が解散(合併又は破産による解散を除く)したときに残余する財産は総会の議決を経て帰属先を決定する。

附 則

- 1 この会則は、本基金の成立の日から施行する。
- 2 この委員会の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表 白石祥和

副代表 中澤未美子

副代表 織田良子

副代表 遠藤千賀子

村山地域エリアマネージャー 樋口愛子

最上地域エリアマネージャー 鈴木直

庄内地域エリアマネージャー 佐藤深喜

会計 白石里恵

監事 伊藤夢人